

被災者の生活再建支援制度の改善を求める意見書

2018年6月18日午前7時58分ごろ、大阪府北部を震源として最大震度6弱を観測した大地震が発生した。また、6月28日から7月8日にかけて、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録された台風7号および梅雨前線等の影響による集中豪雨があった。さらに、9月6日午前3時8分ごろ、北海道の胆振地方中東部を震源として最大震度7を観測した大地震が発生した。これらの被災した住民の生活再建のためには、国によるさらなる支援及び制度の拡充が必要である。

しかし、現行の「被災者生活再建支援法」（以下、現行法）では、全壊（家屋全体の5割以上の損害または床上1.8メートル以上の浸水）した場合か、大規模半壊（4割から5割未満の損害または床上1メートル以上1.8メートル未満の浸水）した場合しか支援が適用されず、半壊以下の被害には支援がない。

また、10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村しか適用されないうえに、生活基盤の被害には支援がない問題や、支援金の支給が世帯単位であるため、家族が分散した場合に救済から漏れ落ちる被災者が生じ、世帯の人数の多寡にかかわらず金額が同一のため、支援金が生活再建に十分な金額ではない等の問題がある。

よって、本市議会は、国に対し、次のとおり被災者の生活再建支援制度を改善するよう強く求める。

- 1 被災者生活再建支援金について、最大300万円の支給額を引き上げること。
- 2 住家の半壊以下の被害への支援と、生活基盤の被害状況ごとに支援を適用すること。
- 3 被災者一人一人を対象として支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月28日

内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣 殿
厚生労働大臣
内閣官房長官

座間市議会議長 京 免 康 彦